

沿岸広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年8月21日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村松前沢1番51地先から6番2地先まで	新	A 44.7~11.9 m	m 143.7
		B 8.7~6.9	147.6
	旧	A 44.7~11.9	143.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 令和2年8月21日から同年9月21日まで